

平成27年10月27日

子ども・若者部

保育認定・調整課

家庭的保育事業等の指導検査基準について

1 主旨

平成27年8月6日開催の子ども・子育て会議において、認可・確認に基づく指導検査基準及び要綱の制定についてご意見をいただいた。

この中で、平成27年度小規模保育事業指導検査基準及び平成27年度家庭的保育事業指導検査基準については、保育所指導検査基準をベースにしつつ、家庭的保育事業等の制度的差異及び「認可・確認条例等の基準解説」の議論を踏まえて年度内に制定することとしている。

今般、その案をまとめたので報告する。

2 基本的な考え方

当区における平成27年度保育所指導検査基準は、東京都福祉保健局が作成する保育所指導検査基準（平成27年4月1日適用）に、子ども・子育て支援法に基づく区の確認事項のうち、東京都が指導検査の根拠とする児童福祉法（都条例等含む）及びその他関係法令と重複のない事項を加えて制定することとした。

平成27年度家庭的保育事業等指導検査基準は、この当区における平成27年度保育所指導検査基準をベースに制定する。

3 家庭的保育事業等指導検査基準（審査基準）

平成27年度家庭的保育事業等指導検査基準（案）別添

※家庭的保育事業及び小規模保育事業共通の指導検査基準とする。

（事業区分毎には制定しない。）

4 今後のスケジュール（案）

平成27年10月 第3回子ども・子育て会議

整備を検討している規程等に対する意見徴収

●会議終了後、ご意見がある場合は、平成27年11月17日（火）までに下記担当へご連絡ください。

秋以降 認可保育所指導検査（東京都との合同実施）

特定地域型保育事業指導検査（区実施）